主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人糸賀悌治の上告趣意は、憲法三九条違反をいうが、原判決は、所論前科を 量刑上一つの情状として参酌したものであるに過ぎず、被告人を所論前科たる過去 の犯罪につき重ねて処罰しようとする趣旨でないことは、その判文上明らがである から、所論はその前提を欠き、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五〇年一二月二二日

最高裁判所第二小法廷

| 豊 |    | 田 | 吉 | 裁判長裁判官 |
|---|----|---|---|--------|
| 男 | 昌  | 原 | 岡 | 裁判官    |
| 郎 | 喜一 | 塚 | 大 | 裁判官    |
| 譲 |    | 林 | 本 | 裁判官    |